

令和7年第1回  
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

令和7年7月14日

西多摩衛生組合議会



# 令和7年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 令和7年7月14日(月)午前10時15分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 出席議員

1番 香取 幸子	2番 井上 一也	3番 浜崎 崇
4番 湖城 宣子	5番 阿部 悦博	6番 片谷 洋夫
7番 濱中 俊男	8番 菅 勇真	9番 秋山 義徳
10番 伊藤 広美	11番 清水 義朋	12番 青木 健

正副管理者

管 理 者	橋本 弘山	副管理者	大勢待 利明
副管理者	加藤 育男	副管理者	山崎 栄

西多摩衛生組合

事 務 局 長	山本 和晃	施 設 長	中島 勲
会 計 管 理 者	早野 正博		
総 務 課 長	石野 拓司	財務課長(兼)会計課長	宮田 浩徳
計 画 管 理 課 長	石川 雄一	維 持 運 転 課 長	太田 道雄
フレッシュランド西多摩総長(兼)企画調整担当	伊藤 義孝	フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹	穴澤 和俊

構成市町職員

青梅市環境部長	山中 威	福生市生活環境部長	鈴木 彰
羽村市産業環境部長	池田 明生	瑞穂町住民部長	吉野 久



令和7年第1回西多摩衛生組合議会  
臨時会議事日程（第1号）

令和7年7月14日（月）  
午前10時15分 開議  
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について



# 令和7年第1回西多摩衛生組合議会 臨時会議事日程（第1号）追加の1

令和7年7月14日（月）  
西多摩衛生組合大会議室

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 副議長の選挙について
- 日程第5 承認第1号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第2号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第3号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第4号  
専決処分の承認を求めることについて  
（西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第5号  
専決処分の承認を求めることについて  
（令和7年度西多摩衛生組合補正予算（第1号））
- 日程第10 議案第7号  
（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約の変更契約について
- 日程第11 議案第8号  
フレッシュランド西多摩の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第9号  
西多摩衛生組合監査委員の選任について



○事務局長（山本和晃） 本臨時会につきましては、選出議員改正後、初めての議会となります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、濱中俊男議員が最年長者でありますので、臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（濱中俊男） 皆様、おはようございます。今日は、令和7年第1回西多摩衛生組合議会臨時会のため、公私ともお忙しい中、また、足元の悪い中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今日は、初議会でございますので、地方自治法第107条の規定により、年長の私が臨時議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議員定数12名、出席議員12名、欠席委員なし、よって定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまから令和7年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより議事に入ります。

臨時議長において行う議事日程は、お手元にご配布いたしました議事日程第1号といたします。

日程第1、仮議席の指名についてを行います。仮議席の指定につきましては、臨時議長が定めることになっておりますので、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第108条第2項に規定されている指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（濱中俊男） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被指名人の指名方法は、臨時議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（濱中俊男） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に清水義朋議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました清水義朋議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（濱中俊男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました清水義朋議員が議長に当選されました。

議会会議規則第23条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

清水義朋議長、議長に当選されましたので、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（清水義朋） おはようございます。ただいま議員各位の皆様方より、当組合の議長に指名推選をいただきました、福生市選出の清水義朋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

微力ではございますが、当組合議会の円滑なる運営と推進のために、誠心誠意、努力する所存でございます。議員各位、また正副管理者各位の絶大なるご協力とご支援を心からお願いを申し上げまして、

挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（濱中俊男） どうもありがとうございました。

これもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。

清水義朋議長、議長席にお着き願います。

しばらく休憩いたします。

〔休 憩〕

○議 長（清水義朋） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、管理者より発言のお申出がありますので、これを許します。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議長のお許しをいただきまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年度第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り開催できますことを厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、それぞれ構成市町の議員としてご活躍をいただいているところでございますが、同時に、西多摩衛生組合の議員としてもご尽力を賜りたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、令和6年度の構成市町ごみ搬入実績は約5万6,000トンで、令和5年度と比較いたしますと1.8%、約1,000トンの減少となっております。

次に、広域支援の状況であります。能登半島地震の被災地を支援するため、令和6年9月より実施しております、石川県輪島市及び珠洲市の災害廃棄物の受入れにつきましては、令和6年度の実績で148.62トンを受け入れております。当組合といたしましては、継続的に災害廃棄物の受入れ処理を行うことにより、被災地の早期復興に貢献できるものと考えております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき実施してまいりました小平・村山・大和衛生組合の広域支援につきましては、令和7年度から新ごみ焼却施設が稼働開始となることから、令和6年度をもって終了となっております。

環境センターでのごみ焼却処理に当たりましては、広域支援の有無にかかわらず、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

次に、フレッシュランド西多摩改修事業の状況であります。現在、令和8年2月のリニューアルオープンに向け、建築工事をはじめとする各種工事を鋭意進めているところであります。また、リニューアル後の施設運営につきましては、民間事業者の創意工夫により、質の高いサービスを提供していただくため、本日、指定管理者の指定議案を上程しております。指定管理者制度の導入により、施設の価値を高める運営が図られるものと考えております。

なお、改修工事の進捗状況等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会の中でご報告をさせていただきます。

今次、臨時会には、専決処分の承認案件5件、変更契約案件1件、指定管理者の指定案件1件、人事案件1件、合わせて8件の議案をご提案申し上げます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご承認、ご決定、ご同意をいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水義朋） 以上で管理者の発言は終わりました。

この際、日程の追加について申し上げます。本日の議事日程第1号に、先ほどお手元に配布いたしました議事日程第1号、追加の1を追加いたします。

これより追加日程に入ります。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において1番、香取幸子議員、2番、井上一也議員、3番、浜崎崇議員、4番、湖城宣子議員、5番、阿部悦博議員、6番、片谷洋夫議員、7番、濱中俊男議員、8番、菅勇真議員、9番、秋山義徳議員、10番、伊藤広美議員、11番、清水義朋議員、12番、青木健議員、以上のとおり指定いたします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

1番、香取幸子議員、2番、井上一也議員、以上2名を指名いたします。

この際、報告事項がありますので、事務局長よりご報告いたします。

山本事務局長。

○事務局長（山本和晃） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本臨時議会の招集通知につきましては、令和7年7月7日付、西衛発第218号で、令和7年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨、管理者より議会宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、本臨時会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容を考慮いたしまして、本日より一日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本臨時会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

○議長（清水義朋） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、追加日程第3、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会議については、7月14日、一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日より一日限りとすることに決定いたしました。

次に、追加日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項に規定されている指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被指名人の指名方法は、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水義朋) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に、濱中俊男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました濱中俊男議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水義朋) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました濱中俊男議員が副議長に当選されました。

議会会議規則第23条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

濱中俊男議員、副議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○副議長(濱中俊男) ただいま副議長にご指名いただきました羽村市議会選出の濱中俊男でございます。

地方自治法第160条に、副議長は議長に事故があったとき、または欠けたときその職務を行うとされております。副議長として、本議会が今後2年間円滑に運営できるよう務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(清水義朋) どうもありがとうございました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は、同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書の規定により、1発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、追加日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案は、人事院及び東京都人事委員会の勧告に準じ、令和6年12月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めます。

当組合の職員給与につきましては、従前より、羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても同様の内容にて、専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、まず、給与について、東京都人事委員会勧告に基づき、給与水準の公民較差解消のため、初任層に重点を置いて給与水準を改定するものであります。

次に、地域手当について、条例本則で規定している支給割合を100分の18から100分の16に改正

し、令和7年度に限り10分の10とするものであります。失礼しました。100分の10とするものであります。

次に、扶養手当については、東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、支給要件を改めるとともに、配偶者及び子に係る支給額を改正するものであります。

次に、期末勤勉手当については、支給月数を引き上げ、さらに会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を加えております。

なお、この条例は、公布の日である令和7年3月14日から施行し、初任給及び給料表の改正は令和6年4月1日から、期末勤勉手当に係る改正は令和6年12月1日から適用し、それ以外の改正は令和7年4月1日から施行しております。

条例の細部につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長（清水義朋） 石野総務課長。

○総務課長（石野拓司） それでは、承認第1号の細部につきまして、ご説明申し上げます。お手元に配布しております承認第1号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、新旧対照表1ページ目、第9条は、扶養手当に関わる改正で、第2項では、支給対象の改正に伴い、配偶者に関わる規定を削除するものであります。

第3項では、扶養手当の支給額について、対象となる子に対し、月額を9,000円から1万3,000円に引き上げるとともに、支給対象から配偶者を削除しております。

次に、1ページ下段から2ページ目をご覧ください、第10条第3項においても同様に、扶養手当の支給対象から配偶者に係る規定を削除するほか、文言の整理を行っております。

第10条の2は、地域手当の支給割合について100分の18としているものを100分の16とするものであります。

第20条は期末手当の改正で、第2項において、職員の期末手当の支給月数は6月、12月とも100分の120となっておりますが、100分の125とするものであります。

第4項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数を規定しており、100分の67.5としていた支給月数を100分の70とするものであります。

次に、3ページをご覧ください。

第21条は勤勉手当の改正で、第2項において職員の勤勉手当の支給月数は、6月、12月とも100分の112.5となっておりますが、100分の117.5とするものであります。第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数を規定しており、100分の55としていた支給月数を100分の57.5とするものであります。

第24条第3項は、会計年度任用職員に対して支給する給与に勤勉手当に加えるものであります。

付則の第5号は、地域手当に関する暫定措置の改正で、令和7年4月1日から当分の間としているものを令和8年3月31日までの間とし、本則第10条の2第2項中、100分の18としているものを100分の16とするものであります。

次に、4ページをご覧ください。

別表第1、一般行政職の給与に適用する一般職給料表（1）の改定については、初任層に重点を置き、全級、全号俸について、定年前再任用短時間勤務職員を含めまして改定するものであります。

次に、9ページをご覧ください。

備考欄において、短大卒の初任給を規定しており、17万400円から19万9,700円に、2万9,300円引き上げるものであります。なお、大卒の初任給は、1級29号俸としており、19万6,200円から22万5,500円に、2万9,300円引き上げております。

次に、少し飛びまして、23ページをご覧ください。

23ページの付則第1項及び第2項は、施行期日等に関する規定です。この条例は、公布の日から施行するものですが、付則第2項第1号に規定しております一般職給料表の改正規定は、令和6年4月1日に遡って適用するものであります。

第2号は、条例第20条の期末手当及び第21条の勤勉手当の改正規定、24ページをご覧ください、付則第4項及び第5項の特例措置について、令和6年12月1日に遡って適応をするものであります。

付則第4号は、令和6年12月に支給した期末手当の特例措置で、既に令和6年度6月の期末手当において、1.2月分の支給を行っておりましたので、年間の期末勤勉手当が改正後の支給月数の4.85月、期末手当の年間支給月数で2.5月となるよう一般職員につきまして100分の130とするものであり、定年前再任用短時間勤務職員につきましても同様に、100分の72.5とするものであります。

付則第5号は、令和6年12月に支給する勤勉手当の特例措置で、付則第6項の期末手当の特例措置と同様に、年間の期末勤勉手当が改正後の支給月数を4.85月、勤勉手当の年間支給月数で2.35月となるよう、一般職員については100分の122.5とするものであり、定年前再任用短時間勤務職員につきましても同様に、100分の60とするものであります。

以上をもちまして、承認第1号の細部説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、追加日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただ

いたもので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、条例の名称を「西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改めるほか、勤勉手当の支給に係る基準日、対象職員、支給日等を定めるものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行しております。

条例の整備につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長（清水義朋） 石野総務課長。

○総務課長（石野拓司） それでは、承認第2号の細部につきまして、ご説明申し上げます。お手元に配布しております承認第2号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、条例の名称について、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、「西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改めるものであります。

第1条では、支給する報酬等に勤勉手当を加え、条文の整理を行っております。第5条では、引用する条例名を改めるほか、文言の整理を行っております。

次に、2ページをご覧ください。

第6条第1項では、勤勉手当に係る基準日、支給対象となる職員、支給日について新たに定めております。第2項では、勤勉手当の額を定め、読替えが必要となる字句を表により整理をしております。

次に、3ページをご覧いただき、第3項では、勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めについて定めております。

最後に、付則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しております。

以上をもちまして、承認第2号の細部説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、追加日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまし

て、ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、また、東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、育児休業等の対象者を拡大するため、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいたもので、同条第3項に規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第3号及び附属資料のとおりであります。育児休業を行っている職員の期末手当等の支給に関する規定で、引用している条例に「西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」を加えるとともに、育児休業等の制度の対象となる配偶者に、パートナーシップ関係の相手方を加えるものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、追加日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるよう、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されました。

また、東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、休暇制度の対象を改めるため、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

当組合員の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、仕事と介護の両立のための勤務環境の整備等を行ったほか、休暇制度の対象となる配偶者にパートナーシップ関係の相手方を加えるものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行しております。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長（清水義朋） 石野総務課長。

○総務課長（石野拓司） それでは、承認第4号の細部につきまして、ご説明申し上げます。お手元に配布しております承認第4号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、新旧対照表の1ページ目、第10条第1項は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限について規定しており、制度の対象となる配偶者にパートナーシップ関係の相手方を加えるとともに条文を整理するものであります。

第2項は、対象となる子の年齢について、「3歳に満たない子」としていたものを「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるとともに条文の整理をするものであります。

第4項は、育児を行う職員に係る規定は、要介護者を介護する職員に準用することを定めており、読替えが必要となる事項を2ページから3ページの表により整理をしております。

次に、第5項及び第6項は、制度の対象となる配偶者及びパートナーシップ関係の相手方の定義、第7項は制度の対象となる要介護者の定義を、第8項は条文の整理をしております。

次に、4ページをご覧ください、第17条では、特別休暇として規定している「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改めるものであります。

第19条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について、新たに規定するものです。

第19条の3は、介護と仕事の両立を支援する制度等の請求が円滑に行われるよう、研修の実施や相談体制の整備などの措置を新たに規定するものです。

最後に、付則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しております。

以上をもちまして、条例第4号の細部説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、追加日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、現在進めております（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）において、施工計画の変更等により、工事費の増額が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和7年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいたもので、同法179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認を求めるものであります。

今回の補正予算に至った経緯を申し上げますと、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）のうち、浴室等露天風呂エリアの既存施設を解体する過程において、設計図と実際の構造に相違があることが判明いたしました。

また、新設機械室棟予定地の基礎工事では、旧清掃工場の基礎が地中障害物として確認されたため、工事の進行や建物の安全確保に支障を来す状況となり、施工計画を一部見直し、追加の工事を行う必要が生じました。このような状況下、契約期間内に工事を施工させるため、早急に契約変更を行う必要があることから、その前提となる経費の確保に向け、令和7年度補正予算（第1号）を編成し、5月12日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、補正予算の内容であります。歳入歳出それぞれ3,821万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,021万1,000円としようとするものでございます。

まず、歳入予算につきましては、建築工事の契約金額の変更に伴い、継続費の令和7年度分の年割額を増額したことから、本事業に係る組合債の限度額についても増額補正しております。

次に、歳出予算につきましては、歳入と同様の理由により、余熱利用施設事業費のうち工事請負費を増額補正するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水義朋） 宮田財務課長。

○財務課長（宮田浩徳） それでは、承認第5号、専決処分を求めることについて、令和7年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の細部について、補正予算書によりご説明いたします。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ3,821万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を26億8,021万1,000円と定めたものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正に定めたものでございます。

第2条、継続費の補正は、第2表、継続費補正に定めたものでございます。

第3条、地方債の補正は、第3表、地方債補正に定めたものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第5款組合債は、2,800万円増額いたしまして、3億7,700万円と定めたもの

でございます。第6款繰入金は、新たに1,021万1,000円を計上し、定めたものでございます。

以上、歳入合計は3,821万1,000円を増額いたしまして、26億8,021万1,000円と定めたものでございます。

次に、歳出でございますが、第4款余熱利用施設事業費は3,821万1,000円増額いたしまして、6億1,876万9,000円と定めたものでございます。

以上、歳出合計は3,821万1,000円を増額いたしまして、26億8,021万1,000円と定めたものでございます。

次に、第2表、継続費補正でございます。

継続費を変更する事業につきましては、第4款余熱利用施設事業費、第1項余熱利用施設費で、事業名は、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業。継続費の総額は3,821万1,000円を増額し、9億6,965万8,000円で、令和6年度は4億6,602万6,000円、令和7年度は5億363万2,000円と定めたものでございます。

この継続費補正については、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事の建築工事において、追加工事が必要となったことから工事費の総額と年割額を見直したものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的は、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業債で、工事費の増額に伴い、地方債の限度額を2,800万円増額し、3億7,700万円と定めたものでございます。

恐れ入ります、6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書をご説明申し上げます。6ページの総括は、2ページの第1表と同様でございますので、7ページよりご説明を申し上げます。

7ページの歳入でございます。

第5款組合債は2,800万円増額し、3億7,700万円でございます。これは、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業の継続費の年割額が変更したことに伴う増額でございます。第6款繰入金は、本補正予算の財源とするため、新たに1,021万1,000円を計上しております。

歳入合計は3,821万1,000円を増額し、26億8,021万1,000円でございます。

8ページをご覧ください、歳出でございます。

第4款余熱利用施設事業費は3,821万1,000円増額いたしまして、6億1,876万9,000円でございます。これは、14節工事請負費の(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事の建築工事において、追加工事が必要となったことから、その工事費を増額措置したことによるものでございます。

以上、補正額合計3,821万1,000円を増額いたしまして、歳出の合計は26億8,021万1,000円でございます。

恐れ入ります、10、11ページをお開き願います。

継続費についての事業の進行状況等に関する調書でございます。

次に、12ページをご覧ください。

地方債に関する調書で、右側の一番下の欄にございます10億936万8,000円が、令和7年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、承認第5号、専決処分承認を求めることについての、令和7年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)の細部説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び概要の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

12番、青木健議員。

○12番（青木 健） それでは、私は確認をさせていただければと思うんですけども、今回、追加工事の発生による補正予算を組んだということでありました。

その中で、掘ってみて支障物が出てきたというところについては理解をするところなんですけれども、竣工図と現況の不一致とか、そういった部分、それによって掘削量とか解体を増やす必要があったとか、既存の梁と不一致があったところについての変更が生じたというところがあると思うんですけども。

要は、計画と実際やってみてのところの不一致が出てきたというところについての原因というんですかね、どのような経緯があってそのようなことが起こったかというところについて確認させていただければと思います。お願いします。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいま指摘いただきました、既存基礎躯体が当時の竣工図と異なっていた件なんですけれども、当時の施行においては、施工性の向上を目的として、建築及び設備の施行者間で、基礎梁のレベル、ピットの深さなどを現場で調整、変更する対応が行われていたものと考えられます。

これらの対応は、構造の安全性を確認した上で、現場で実施されていたものと推測されますが、その内容が竣工図に反映されないまま竣工に至ったものと考えております。

また、浴室などの天井の補強、こちらにつきましては、設計段階において、天井の点検口から調査を行っております。しかしながら、浴室内からの設備ダクト、空調とか、そういった障害物によって、天井内部全体の状態を把握することは困難でございました。

また、竣工図には、天井下地に関する詳細な仕様の記載がなかったため、基礎下地を再利用する計画としておりました。しかしながら、実際に、こうしたあらゆる箇所を解体した際に、残存していた下地を確認した結果、より来場者の安全を確保するためには、今回の補正予算に計上させていただいたような補強の追加が必要と判断いたしまして、こういった予算を計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（清水義朋） 12番、青木健議員。

○12番（青木 健） ありがとうございます。

補正予算を組むということは、当然、こちらが組合側にその原因があるので補正予算を組んで、記載というところもありますので、工事業者に瑕疵があるならば、そちらのほうにしっかりと求めていくというのが筋だろうと思うんですけども、こちらで、いろんな状況があって補正予算を組んだということで、その専決ということですので、この件については承知をさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（清水義朋） ほかにありませんか。

7番、濱中俊男議員。

○7番（濱中俊男） 附属資料1の4番の地中障害物撤去工事の追加というのがございます。

先週、私ども議員も現地を見させていただいたりして、今工事中のところを見せていただきました。それで、何か大きいコンクリの塊があったということで、それを撤去するのに費用が発生するというよ

うな話だったんですけれど。

それは恐らく、かつての建物の基礎部分かなというふうに見えたんですけど、それは、想定されてたのではないかなと。例えば工事が始まる前にボーリングとかをしたと思うんですけど、なぜこういうことが起きたのかというのがまず1点目。

それと、2点目なんですけれど、契約を結んでも、5月でしたですか、そのときに専決処分ではなくて、議会を開けなかったのかどうかということが、ちょっと私としては疑問なので、以上、2点お尋ねいたします。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまの質問に回答いたします。

まず、1点目の地中障害物でございます。確かにご指摘のとおり、設計段階でこういったことが分からなかったのかということでございますが、実際、旧清掃工場が解体されたのが、今からもう24年、25年前のことでございます。

私どもも、その点については確認をしながら設計を進めていたわけですが、結果として地中障害物が出てきてしまったということで、この点につきましては、私どもの不徳の致すところということでおわびを申し上げます。

また、2点目の専決処分ではなく、議会を開くことができなかつたのかといったご質問ですが、実際、総務課のほうで議会に、調整をしてはございます。ただ、ちょうど5月連休の前後ということで、組合の議員改選も控えているといった中で、なかなか12名全員の議員の皆様、そして正副管理者の日程がそろわなかつたというところで、時間的余裕がないということで、地方自治法に則って専決処分をさせていただいた次第でございます。ご理解願います。

○7番（濱中俊男） 結構です。

○議長（清水義朋） ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、追加日程第10、議案第7号、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約の変更契約についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました議案第7号、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約の変更契約につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和6年第1回議会臨時会において議決いただきました（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約について、契約金額の変更を行おうとするもので、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、先ほどの承認第5号、補正予算（第1号）の説明でも申し上げましたとおり、設計図と実際の構造との不一致や地中障害物の発見等により、追加工事が必要となったことによるものでございます。変更内容といたしましては、契約金額を当初の3億360万円から3,821万40円増額し、変更後は3億4,181万40円とするものでございます。

なお、変更契約の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） それでは、議案第7号、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約の変更契約についての細部をご説明いたします。

附属資料①をご覧願います。

工事概要について、項目3からご説明いたします。契約の相手方は、井戸鉄建株式会社。項目4、契約金額は、契約額3,821万40円を増額し、3億4,181万40円とするもので、項目5、工期は、令和6年10月1日から令和7年9月30日まででございます。項目6、変更概要につきましては、附属資料②の図でご説明いたしますので、そちらのほうをご覧願います。

①及び③の場所では、露天風呂スペースの工事において、既存露天風呂の基礎が竣工当時の図面より深く施行されていたことから、解体及び掘削量が増加しております。また、既存の梁の深さに合わせて新設する梁を延長する必要があるため、施行条件の見直しが必要となっております。

②の場所は、屋外スペースの両サイドに位置する床スラブで、当初は既存の床スラブを再利用する計画でございましたが、解体作業上、一旦撤去する必要性が生じたため、これに伴う復旧工事を行うものでございます。

④及び⑤の場所では、新設機械室棟予定地における土工事の過程で、旧清掃工場の基礎が地中障害物として確認されたため、その一部を解体、撤去する必要性が生じました。また、基礎の支持地盤が想定より深かったため、工事の施工深度を当初設定よりも深い位置に変更しております。

最後に、⑥の場所は脱衣室でございます。天井の更新工事に際し補強が必要であることが判明したため、安全対策として当該工事を追加させていただいたものでございます。

以上で議案第7号、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約の変更契約についての細部の説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

2番、井上一也議員。

○2番（井上一也） 質問させていただきます。

附属資料の①の6の（4）のところに、地中障害物撤去工事の追加について書いてあります。

こちらは、現場のほう案内していただきながら、地中障害物の状況などを確認させていただいております。また、障害物の撤去についても部分的に行うことで、費用の負担を削減することも説明を受けて承知しているところでございます。

そこで、3点ほど確認したいことがありますので質問させていただきます。

まず、1問目なのですが、地中障害物に関して、見積りを取ってるかなとは思っているのですが、これ、全

体を撤去すると、どのくらいの費用がかかったのかということをお教えください。

2点目として、今回、地中障害物の部分的な撤去を行ったということで、どのくらい費用を抑えることができたのか、この辺りについてお伺いしたいと思います。

3点目でございます。地中障害物について、部分的にでも残すということで、今後、施設の建て替えだとか、そちらの施設の建て替えなどがある場合に、またその部分が必要になってしまうようなおそれがないのかどうか、その辺りについて確認をさせていただければと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 設計業者によるCAD求積では、地中障害物全体の想定体積は約150立方メートルと試算されております。この全てを撤去する場合の工事費は、共通費及び消費税を含め約2,890万円となります。

一方、今回の部分撤去では、全体のおよそ半分に当たる75立方メートルを解体対象としておりまして、その工事費は1,740万円となっております。結果といたしまして、差引き1,150万円ほどの削減につながっております。

なお、契約の変更に当たりましては、工期の短縮、作業効率の向上を図るとともに、業者の見積りをそのまま採用するのではなく、職員間で検討の上、公共単価等を基に内容を精査しております。

また、ご指摘の一部の地下埋設物の残置についてでございますが、将来的な土地活用に支障が生じないよう、土地所有者である当組合におきまして、本工事の竣工図に残置物に関する記録を残し、引継ぎも含めて、適正に管理していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（清水義朋） 2番、井上一也議員。

○2番（井上一也） 答弁ありがとうございます。1問目と2問目の質問につきましては、答弁の内容で分かりました。ありがとうございます。

3問目の答弁でございます。今の答弁の中では、工事の竣工図に関する記録を保存というようなことでちょっとお話がありました。今回の事例も、その記録がなかったというようなことが原因なのかなというようなことで、ちょっとその辺を心配しております。

時代の流れによりまして、例えばもうビデオテープは機械が販売されてなくて使えなくなっているだとか、あと、コンピューターでいうとフロッピーディスク、MOディスク、M a g n e t o - O p t i c a l d i s k ですか、このようなもの一時期はやったことがあったのですが、今は既に廃れてしまっているのかなど。媒体によっては読めなくなるようなこともあり得る感じでございます。

今後、いつになるかは分かりませんが、工事の本体の建て替えなども考えられることから、将来にわたりしっかりとその情報の保管をしていく、このことが大切かと考えております。組合の記録保存の仕方なのですが、どのような形で保存されているのか、ちょっとその辺りについてお伺いしたいと思います。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまのご質問でございますが、建築工事の発注仕様書に基づき、最終的に提出される竣工図、完成図書につきましては、紙媒体では竣工図、施工図などを保管いたします。

また、電子媒体では、それらのCADデータなどをDVDに保存いたします。また、電子ファイルの

消失を防ぐため、庁内のLAN上のサーバーのディスクの中にも、こういったデータを保存し、バックアップ体制を整えてまいります。

なお、記録の存在が組織内で認識されて適正に引き継がれることが重要となりますので、職員間での継続的な情報共有に努め、将来に向けて適正に継承されるように努めてまいります。

以上でございます。

○2 番（井上一也） ありがとうございます。

○議 長（清水義朋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、討論の通告がありますので討論に入ります。

2番、井上一也議員。

○2 番（井上一也） 2番、井上一也でございます。

議案第7号、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約の変更契約について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

確かに、当初の契約の金額よりも増額してしまう部分はあるかと考えます。しかし、この案件について質問をさせていただきましたが、積算については、業者からの提示額、これをうのみにすることなく、公共工事の標準単価などに基づいて適切に精査されているなど、適正な金額であることが一応確認できました。

また、地中障害物の撤去についても、全て撤去するというのではなく、そのような選択肢もあったかとは思いますが、施行の方法については、職員皆様が検討の末に工事手法を決め、工期の短縮、そして1,150万円もの費用の削減につながるなど、そのような件に関しては、深く職員の皆様に敬意を表したいと思います。

このように限られた財源の中で、最大限の成果を出そうとする不断の努力、そして誠実な対応が随所に見られ、安心して賛成できる内容であると判断させていただきました。

以上の理由から、本件に賛成するとともに、今後の施設の適切な維持管理と運営が着実に推進されることを期待し、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議 長（清水義朋） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） なければ、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事（建築工事）請負契約の変更契約についての件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第11、議案第8号、フレッシュランド西多摩の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました議案第8号、フレッシュランド西多摩の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

本案は、令和8年2月にリニューアルオープンを予定しているフレッシュランド西多摩の施設運営について、新たに指定管理者制度を導入しようとするもので、施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、当該施設の指定管理者の指定について、議会の議決をいただくものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、東京都羽村市羽4225番地、フレッシュランド西多摩。指定管理者として指定するものは、東京都中央区銀座四丁目12番15号、株式会社オーエンス。指定の期間は、令和7年9月1日から令和13年3月31日までの5年7か月間です。

指定管理者の選定に当たりましては、西多摩衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第2条の規定に基づき公募とし、申請のあった2団体について、指定管理者選定委員会において審査を行い、その審査結果を参考とし、候補者を決定したものでございます。

なお、指定管理者の指定についての詳細につきましては、事務局より説明がございましたので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） それでは、議案第8号、フレッシュランド西多摩の指定管理者の指定について、細部をご説明いたします。

附属資料①、1ページをご覧ください。

項目の1、（2）施設概要からご説明いたします。フレッシュランド西多摩は、環境センター建設に伴い、周辺住民の同意を受け設置された複合レジャー施設で、今回の改修工事により新たな付加価値が加わっております。

（3）指定期間は、令和7年9月1日から令和13年3月31日までで、最初の5か月間を開設準備期間、以降5年2か月間を運用期間としております。

次に、項目2の（1）指定管理者制度導入の目的では、従前の業務委託と比べ、管理権限を委任することで、サービス向上や効率的な運営が見込まれるため、施設リニューアルを機に制度移行を図ることとし、（2）選定方法の決定では、民間の創意工夫による質の高いサービス提供などに期待し、公募型を採用しております。

次に、項目3、指定管理者候補者の概要ですが、株式会社オーエンスは、施設開設以来、20年超にわたり運營業務を受託してきた企業でございます。

次に、2ページをご覧ください。

（2）主な業務内容としては、公共施設の管理運営をはじめ、多角的な分野に対応し、（3）主な類似施設実績のとおり、公共施設の管理や指定管理の実績も豊富でございます。

次に、項目4、提案内容についてご説明いたします。

（1）管理運営の理念では、「地域住民に親しまれ、元気と活力があふれる地域づくりに貢献する」が掲げられ、温泉による心身の健康促進や地域コミュニティの活性化、防災機能の強化を図るものとしております。

次に、（2）運営方針では、地域連携を重視し、3ページをご覧ください、SNSによる広報強化や多彩なイベント展開により、認知度向上とにぎわい創出を図るものとしております。

次に、（3）管理運営の目標です。年間の利用者数の目標は、温浴施設は15万1,600人、多目的施設

は1万7,300人、集会施設は1万3,300人で、いずれも過去5年の平均から、10%から14%の増加を見込んでおります。また、利用者満足度の向上や自主事業の目標設定により、施設の設置目的に沿った事業展開が期待されております。

次に、(4)職員配置ですが、常勤7人、非常勤51人で、館長から、次の4ページにわたり、外構受付員までの13職種で構成され、地元雇用等にも配慮をされております。

次に、(5)施設の管理運営の取組では、条例に基づき、公平で誰もが利用しやすい環境を整備、休館日は月曜日を基本とし、多様な予約手段に対応、地域連携や環境配慮にも適切に取り組む方針で、住民優待や交通手段の検討も示されております。

続いて、5ページ、(6)施設の維持管理では、これまでの実績とISO認証に基づき、温浴施設の衛生・安全管理、各施設の清掃、補修、外構設備の点検などが計画され、6ページにわたり、地域業者への再委託、修繕の内製化、省エネ対策によるコスト削減にも取り組む方針となっております。

次に、6ページの(7)個別提案確認のうち、物品販売では、地域事業者が出品・販売できる場を設け、特産品の魅力発信を図り、リラックスルームは、気軽に立ち寄れる休憩スペースとして整備されます。食堂では、地元食材の活用に加え、マルシェや音楽イベントでにぎわいを創出。バーベキュースペースでは、手ぶらで楽しめる環境を整備し、地域交流や団体利用を促す提案となっております。

次に、(8)自主事業提案では、地域連携を基本に、子供から高齢者まで、幅広い層に向け、6分野のプログラムを展開する予定で、サマーフェスタなどの利用促進事業や健康づくり、観光連携など、多彩な講座、イベントが計画されております。

次に、7ページの項目5、収支計画をご説明いたします。

指定管理料は、5年7か月間で、総額6億5,904万8,000円が提案されており、募集時に示した基準額の99.6%に収まっております。

従前の直営時に比べ、運営費は増額となりますが、食堂や外構の運営、イベントの企画、広報など、新たな業務が加わっており、民間の創意工夫による質の高いサービスの提供が期待されます。また、館内システムの刷新により、決済や予約の利便性も高まり、費用に見合った魅力的な運用と、改修事業の目的である地域への新たな価値の創出が図られるものと考えております。

附属資料②については、財務課長よりご説明いたします。

○議長(清水義朋) 宮田財務課長。

○財務課長(宮田浩徳) それでは、議案第8号、附属資料の②、1ページをご覧いただけます。

フレッシュランド西多摩指定管理者候補者の選定についてご説明いたします。

項目1、選定方法と申請結果では、公募により、令和6年12月2日から募集要項を配布し、令和7年1月21日から31日までの期間で申請を受け付けた結果、2団体から応募がございました。

項目2、選定委員会の構成は、西多摩衛生組合指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、事務局長を委員長とする内部委員8名と外部委員3名の11名でございます。外部委員には、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会の会長職の方と、財務状況の審査のため、専門的知識を有する金融機関職員の方を委嘱しております。

次に、項目3、選定審査の経過についてご説明いたします。第1回選定委員会は、令和6年10月1日に開催、選定の基本方針を決定するとともに、募集要項の内容を確認いたしました。

次に、第2回委員会は、令和7年3月4日に開催、応募のあった2団体が、いずれも資格要件を満たしていることを確認し、あわせて審査表の内容や配点についても確認を行っております。

続いて、第3回委員会は、3月21日に開催、まず、財務審査を行い、外部委員である金融機関職員から財務状況に関する評価報告を受けております。その結果、いずれの団体も審査基準を満たしていたため、第1次審査の対象といたしました。第1次審査は書類審査として実施し、9名の委員により900点満点の総合評点方式で評価いたしました。

2ページをご覧いただき、その結果、審査基準の585点以上を獲得した2団体が第1次審査を通過しております。

続いて、第4回委員会は4月22日に開催、第2次審査として、プレゼンテーション審査及び質疑を行い、委員8名が800点満点で評価を行った結果、いずれの団体も審査基準の520点以上を獲得し、第2次審査も通過いたしました。

以上のような経過を踏まえ、第1次審査と第2次審査の結果が総合的に判断され、最も総合得点が高かった株式会社オーエンスが指定管理者候補者として選定されました。項目4には、次ページにわたり、申請2団体の財務審査結果、第1次審査結果、第2次審査結果、総合評点を比較表として掲載しております。

以上をもちまして、議案第8号、フレッシュランド西多摩の指定管理者の指定についての細部の説明とさせていただきます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

5番、阿部悦博議員。

○5番（阿部悦博） 昨今、公共施設に係る、いろいろと公共工事の入札、そしてそれに付随する管理や運営などの入札がすごく難しいと言われてる中で、2事業者がプロポーザルできたということは、本当に競争性が担保されたということで、ご努力されたことに関しては感謝しております。

それで、附属資料の中で、大体ご努力されてる部分は見えてくるのですが、ちょっと深掘り1点だけさせていただきたいところがございます、管理運営の目標の中で、利用者の目標もあります。

いっぱい人を呼ぼうということで、もちろんいろんな方に来ていただきたいんですけど、でも一番大事なのは、やはり我々構成市町の市民、町民の方が一人でも多く来ていただけるようなご努力ということになると思うんですけども。

その中で、この附属資料①の4ページの5番のエにあります、構成市町住民の優待や交通アクセスの拡充を検討とありますが、その辺り、まだ検討してる段階だとは思いますが、何か具体的などころが見えれば、伺いたいなと思っておりますので、お答えよろしく申し上げます。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまのご質問に回答いたします。

まず、指定管理者候補者からの提案の中で、利用者増員のための手法というところで、様々な提案がございます。1点目としては、施設の魅力を発信する広報展開、これにより認知度を向上するというところで、ここにこういった施設があるということを知っていただかないことには、構成市町の住民の利用が促進されません。

具体的には、ホームページ、SNS、YouTube、リーフレット、チラシのほかに、地元のケーブルテレビですとか新聞などを活用した多様なターゲット層に即した広報活動を進めていくといったところでございます。

また、利用者増員のための2点目としては、施設を知り、興味を持ち、利用してもらう三つのステッ

ブにより利用拡大を図るため、具体的には、主なところだと、メンバーズカードの導入、ポイントサービスを導入いたしまして、構成市町住民の優待デーですとか、ポイントの2倍付与デーみたいなものをつくって集客を図っていく。

そのほかには、多様な施設行事、また、35項目にわたる自主事業プログラムを開催し、構成市町の住民の利用を促進していくといった考えが示されております。

以上でございます。

○議長（清水義朋） 5番、阿部悦博議員。

○5番（阿部悦博） すみません、今、一人でも多くするのは分かったんですけど、具体的にちょっと、あればいいんですけども、いわゆる人の足ですよ。足の部分のところをちょっとお答えいただきたいのと、ちょっとすみません、言わせていただきますと、やはり、今、もし明日にでもフレッシュランドができれば、ほとんどの方、8割の方が自分の足で行くと思います。

でも、2割の方ぐらいはやっぱり足に困ってる方がいると思いますし、これからも西多摩全体の高齢化率を考えてみれば、今は8割が自分の足で行けるのが、本当に30年後には5割の方が自分の足で行けなくなる時代が来るという予測の下に、こういう公共施設の考え方というのがなければいけないと思っておりますので、やはり、ここで具体的に伊藤館長から、いわゆる利用者の足ということに関してのお話を聞かせていただければと思います。

○議長（清水義朋） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 失礼いたしました。指定管理者の提案の中にも交通アクセスの拡充の検討がうたわれてございます。

以前にもお話ししたとおり、市内の民間のバス、市のコミュニティバスの便数にも限りがございます。そこで、他の自治体等で実績のある企業送迎車活用事業、こういったものを参考にして、民間の送迎車を活用してフレッシュランドの足にするといったようなことも協議を進めていくといった提案が提案書の中にもきちっとございますので。

組合としても、指定管理者と協議を図りながら、そういった何か、構成市町の方がフレッシュランド西多摩に足を運べるような努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（阿部悦博） 終わります。

○議長（清水義朋） ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号、フレッシュランド西多摩の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第12、議案第9号、西多摩衛生組合監査委員の選任についての件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、井上一也議員の除籍を求めます。

朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました議案第9号、西多摩衛生組合監査委員の選任についての件につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会議員の中から監査委員を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

当組合の議会選出の監査委員の選任につきましては、臨時会前に開催される議員総会の中で慣例によりまして、瑞穂町の議員から選出していただく旨の説明をさせていただき、本会議にて、当該議員の除籍をさせていただき同意を諮るものでございます。

同意を求める者の指名は、井上一也氏で、住所は東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目38番地60、生年月日は昭和44年2月15日であります。任期につきましては、令和7年7月14日から令和9年4月30日までであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（清水義朋） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号、西多摩衛生組合監査委員の選任についての件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水義朋） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

この際、井上一也議員の除籍を解除いたします。

ただいま監査委員に選任されました井上一也議員から、ご挨拶をお願いいたします。

○2番（井上一也） 瑞穂町の井上でございます。このたび、監査委員に選任をいただきましてありがとうございます。

皆様からいただいた分賦金、しっかりと監査したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水義朋） ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

なお、ここで、ただいま議会選出の監査委員の選任について同意されました井上一也議員に対する辞令交付式が執り行われますので、もうしばらくご同席お願いいたします。

午前11時45分 閉会